



鳥取県公報

平成 19 年 8 月 28 日 (火)
号外第 1 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県特定非営利活動促進法施行細則等の一部を改正する規則 (78) (協働連携推進課) 3
-------	--

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

平成19年7月の組織改正に伴い、鳥取県特定非営利活動促進法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正

ア 協働連携推進課の新設に伴い、所要の規定の整備を行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

特定非営利活動法人の社員名簿の閲覧を行わない日の指定、閲覧の中止の命令の事務処理権限を企画部協働連携推進課長及び総合事務所長の委任決裁事項とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第78号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業報告書等の提出及び閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>法第29条第2項に規定する書類のうち、前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) 閲覧の場所は、企画部協働連携推進課、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 閲覧を行わない日は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ 略</p> <p><u>エ その他知事(鳥取県事務処理権限規則(平成18年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された協働連携推進課の長又</u></p>	<p>(事業報告書等の提出及び閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>法第29条第2項の規定による書類のうち、前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) 閲覧の場所は、企画部協働推進課、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 閲覧を行わない日は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ 略</p>

<p>は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）が特に必要と認める日</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>4 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の閲覧の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 係員の指示に従わない者</p> <p>(2) 閲覧する書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者</p>	<p>(4) 知事は、特に必要があると認めるときは、前号に掲げる日のほかに、臨時に閲覧を行わない日を定めることができる。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧の中止を命ずることができる。</p> <p>ア 係員の指示に従わない者</p> <p>イ 閲覧する書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者</p> <p>ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者</p>
---	---

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第2条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前										
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										
個別職員に係る事務処理権限										個別職員に係る事務処理権限										
所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
			専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		知 事	地 方 機 関 の 長					地 方 機 関 の 長	知 事	地 方 機 関 の 長	地 方 機 関 の 長				
			部 長	課 長	部 長	課 長											部 長	課 長		部 長
略										略										
協働連携推進課	一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1～8 略 9 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の承認の取消し								総合事務所長	協働連携推進課	一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1～8 略 9 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の承認の取消し							総合事務所長
二 鳥取県非営利活動促進法（平成10年鳥取県規則第44号）に基づく知	1 同規則第7条第3項に規定する閲覧を行わない日の指定 (一) 協働連携推進課の所管に係るもの																			

